附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年七月十四日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前に東北地方環境事務所長が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為（当該処分又は行為に係る権限がこの政令の施行後も東北地方環境事務所長の権限とされるものを除く。以下「処分等」という。）は、福島地方環境事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前に法令の規定により東北地方環境事務所長に対してした申請、届出その他の行為（当該行為に係る権限がこの政令の施行後も東北地方環境事務所長の権限とされるものを除く。以下「申請等」という。）は、福島地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

2　この政令の施行前に法令の規定により東北地方環境事務所長に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（当該手続に係る権限がこの政令の施行後も東北地方環境事務所長の権限とされるものを除く。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により福島地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（臨時水俣病認定審査会令の一部改正）

第四条　臨時水俣病認定審査会令（平成十二年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課」を「環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課」に改める。

（環境省国立研究開発法人審議会令の一部改正）

第五条　環境省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「環境省総合環境政策局総務課」を「環境省大臣官房総合政策課」に改める。

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十号

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表長官官房の項中「六」を「五」に改め、同表原子力規制部の項中「一」を「二」に改め、同条第二項の表長官官房の項中「六人」を「八人」に改める。

環境大臣　山本　公一

内閣総理大臣　安倍　晋三

附　則

この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。

環境大臣　山本　公一

内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十一号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年七月十日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

文部科学大臣　松野　博一

国土交通大臣　石井　啓一

環境大臣　山本　公一

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十二号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第五十六条の三第一項」を「第五十七条第一項」に改める。

第四十二条中「第五十七条第二項」を「第五十六条の三第二項」に改める。